

パート収入等 130万円の壁撤廃?

年収の壁  
『一時的な収入変動』支援強化特例

年収 130 万円を超えても、**人材不足による残業等、一時的な収入増**の方は扶養にとどまることが国の暫定方針として示されました（最大 2 年間）

**特例的に扶養にとどまれる方**（次の 1～3 のすべてを満たす方）



1. 人材不足による残業等により、**一時的に収入が増えた方**
2. 収入超過は「**人材不足による残業等、一時的**」であることの**事業主証明書**を提出された方
3. 現在の勤務先にて、**108,333 円/月までの雇用契約があり、この範囲内で勤務していた方**

**!! 「一時的な収入変動」特例が認められた方でも、次のような場合は扶養削除となります!!**

- 雇用契約が 108,333 円/月を超えている場合や、一時的な収入増とは認められない場合
- 連続する 4 か月の収入が、108,333 円/月を超えたとき
- 直近 6 か月の収入に、108,333 円を超えた月が 4 か月以上あるとき

— 上記に加え、被保険者と同居または別居による、次のようなケースは扶養削除となります —

- ★同居の方 … 被扶養者の年間収入が、被保険者の年間収入の 1/2 以上となったとき
- ★別居の方 … 被扶養者の年間収入が、被保険者からの仕送り等の額を上回っているとき

※特例が認められない方は、従来通り連続する 2 か月の収入が 108,333 円/月を超えた時点で、扶養削除となります。

※60 歳以上の方や、障害年金受給者の収入認定基準は、年間 180 万円未満、月額 15 万円未満となります。

**【「一時的な収入変動」特例の適用要件】** 令和 5 年 10 月 20 日～当面の間（終了時期は未定）

内 訳	内 容	備 考
申請期限	●収入超過が見込まれることとなったとき ●2 か月以上連続で、収入が 108,333 円を超えたとき (速やかに)	収入超過月から 4 か月を経過した場合、さかのぼって「一時的な収入変動」特例を認定できない場合があります。申請はお早めをお願いいたします。
必要書類	●「一時的な収入変動」の事業主証明書 ●雇用契約書 ●源泉徴収票 ●直近 3 か月分の給与明細	左記書類をご提出いただいた後、「一時的な収入変動」特例の適用可否を判断いたします。
適用期間	次の①、②のいずれか先に該当したものを適用 ①月額 108,333 円を最初に超えた月から最大 2 年間 (直近の月額により今後の年収を推計) ②直近 12 か月間の収入トータルが 130 万円を超えた 月から最大 2 年間 (毎月ごとの「直近 12 か月」)	「被扶養者資格確認調査(検認)」にて、引続き被扶養者資格があるか確認をさせていただきます。(毎年実施)

※取扱いが変更となる場合や、国より新たな基準等が設けられた場合は、随時ホームページにてご案内いたします。

※従業員数 101 人以上（2024 年 10 月～51 人以上）の企業にお勤めの方は、収入額が 106 万円/年以上となった時点で勤務先の社会保険に被保険者として加入する義務が発生するため、この制度は適用されません（被扶養者となれません）。

※この制度は、パート、アルバイト等の勤務をしている方が対象であり、自営やフリーランスの方へ適用するものではありません。